

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、戸田都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【戸田都市計画における位置等】

今回変更する第18号生産緑地地区は、J R埼京線北戸田駅から南へ約600m、第一種住居地域内に位置し、現在、土地区画整理事業により、基盤整備を進めている地区の区域内となります。

【変更の必要性】

生産緑地の指定の告示の日から起算して30年経過による市への買取り申出及び他の農業従事者へのあっせんがともに不調であったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除されたことから、都市計画生産緑地地区を変更するものです。

【変更の内容】

変 更 前		変 更 後		内 容
名 称	面 積	名 称	面 積	
第18号 生産緑地地区	約0.05 ha	廃止	—	行為制限の解除により地区を廃止する。

【関連する都市計画】

特になし

【上位計画での位置付け】

特になし